

か ん え ん

# 肝炎

## ハンドブック



平成 26 年 3 月  
山口県

# 目次

<b>1 肝臓について</b> .....	1
(1) 肝臓の主なはたらき	
(2) 肝炎について	
① B型肝炎とは	
② C型肝炎とは	
③ その他のウイルス性肝炎について	
(3) 肝硬変・肝がんについて	
① 肝硬変とは	
② 肝がんとは	
<b>2 検査と診断の流れ</b> .....	8
(1) 肝炎ウイルス検査の受診について	
① B型肝炎ウイルス検査について	
② C型肝炎ウイルス検査について	
(2) 肝臓の状態を知るための検査について	
① 血液生化学検査	
② 画像診断検査	
③ 肝生検	
<b>3 日常生活で心がけること</b> .....	12
(1) 自己管理について	
(2) 他人への感染予防について	
<b>4 差別・偏見について</b> .....	12
<b>5 山口県の肝炎医療費助成制度等</b> .....	13
<b>6 山口県肝疾患診療ネットワーク</b> .....	18
(1) 山口県肝疾患診療連携拠点病院	
(2) 山口県肝疾患専門医療機関	
(3) 山口県における肝炎診療体制イメージ図	
<b>7 相談窓口等</b> .....	21
<b>8 用語集</b> .....	23

# 1 肝臓について

## (1) 肝臓の主なはたらき

- ① 栄養分の生成、貯蔵、代謝
- ② 脂肪の吸収を助ける胆汁の生成
- ③ 有害なアンモニアを害の少ない尿素に作り変える
- ④ 侵入したウイルスや細菌等の有害物の処理 …etc



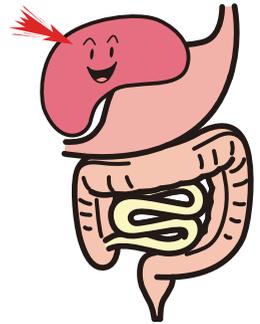
## (2) 肝炎について

肝臓病というとアルコールを連想しがちですが、実際にはアルコールが原因となることは非常に少なく、わが国の肝疾患の原因の90%以上は肝炎ウイルスの持続感染に起因します。(うち約70%がC型、約20%がB型)

また、肝炎は発症した形態により急性肝炎と慢性肝炎とに分類され、急性肝炎のうち、特に肝細胞の破壊が広範囲に及ぶものを劇症肝炎と呼びます。

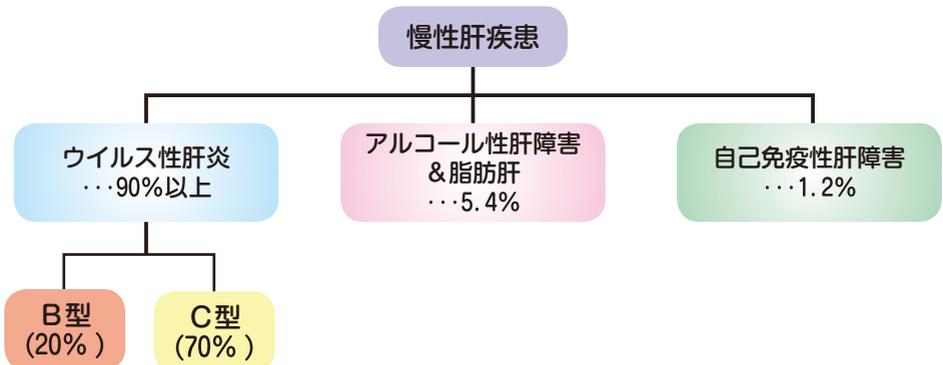
急性肝炎は一過性で、自然治癒する 경우가ほとんどですが、一部が重症化します。

C型肝炎にいたってはその約70%が慢性化するとされています。



しかし、肝臓は辛抱強く慢性肝炎や肝硬変になっても症状が現れにくい上、症状が現れたころには病気が進行しているケースもあります。

肝臓が“沈黙の臓器”と言われているのはこのためです。



## ① B型肝炎とは

B型肝炎は一過性に発症する急性肝炎とHBV持続感染者におきる慢性肝炎の大きく2つに分けられます。成人期に発症した急性肝炎については、90%以上の方が治癒しますが、一部の方では慢性肝炎に移行します。一方で、乳幼児期の感染では90%の方がキャリア(保菌者)となります。

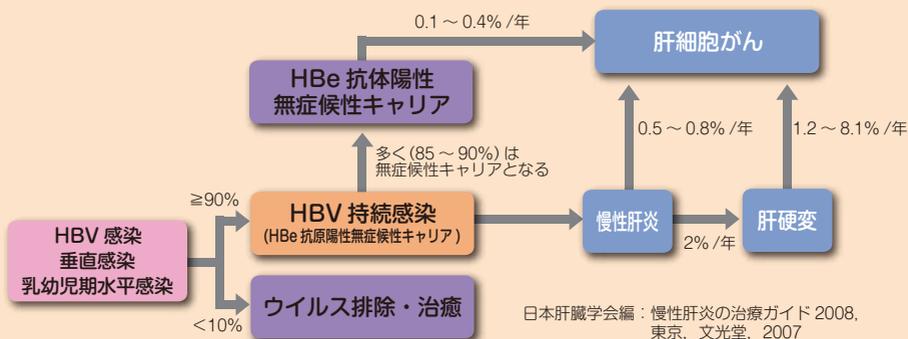
主として感染している人の血液や体液が他の人の体内に侵入することで感染します。その他に「母子感染」が原因となる場合があります。

しかし、現在では妊娠時にウイルス検査を実施しており、母親が感染していることが確認できれば、出産後のお子さまにワクチン等を用いて予防する対策がとられています。

急性肝炎の場合、症状として風邪に似た症状(発熱、頭痛、食欲不振)や黄疸などが見られますが、慢性肝炎の場合はそういった症状が出にくいことが特徴です。

現在、B型肝炎の持続感染者は全国で110万～140万人存在すると推定されています。

### 参考：B型肝炎の自然経過



B型肝炎では肝硬変から肝細胞がんを発症するほか、慢性肝炎や無症候性キャリア(肝機能が正常である感染者)からも突然、発がんすることがあります。

キャリアであると診断された場合にも、定期的な検診が大切です。

## B型肝炎の治療

B型肝炎ウイルスに持続感染した場合、ウイルスを完全に排除することは困難です。よって、その治療目標はウイルスの増殖を抑え、肝炎を鎮静化させることにあり、以下の2つの治療法があります。

### (1) 抗ウイルス療法

#### ① インターフェロン療法(注射薬)

- B型肝炎ウイルスの増殖を抑え、免疫力を高める
- 発熱などの副作用がほぼ確実に生じる

#### ② 核酸アナログ製剤治療(内服薬)

- B型肝炎ウイルスの増殖を抑える
- 1日1回、錠剤を飲むだけでよい
- 継続投与が基本となり、途中でやめると、病気が悪化することがある
- 長期間の使用で耐性ウイルスが出現することがあり、薬が効きにくくなる場合がある



### (2) かんひこ肝庇護療法

抗ウイルス療法が適応しない場合や効果が得られない場合に、肝細胞が壊れる速度を抑えることで、慢性肝炎から肝硬変への進展を抑えるための治療法。

主な薬剤に、グリチルリチン製剤(注射薬・内服薬)、ウルソデオキシコール酸(内服薬)等がある。

**持続感染しているB型ウイルス性肝炎の治療は、継続的な内服投与が基本となります。**

## ② C型肝炎とは

C型肝炎は、主として感染している人の血液が他の人の体内に侵入することで感染します。

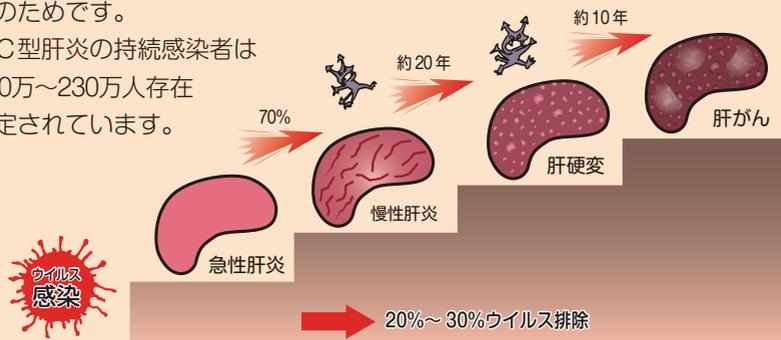
感染源としては、血液製剤の投与が原因となったものもあり、その一例として、特定フィブリノゲン製剤あるいは特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による肝炎（いわゆる「薬害肝炎」）として、C型肝炎訴訟和解に至ったものもあります。

C型肝炎ウイルスに感染すると、ウイルスを排除しようと体内の免疫機構が働きます。その際、ウイルスだけを攻撃することができず、肝細胞ごと破壊してしまうため、肝炎がおきます。感染してから2週間～1ヶ月後に急性肝炎をおこし、その後約70%の人は慢性化します。

慢性肝炎の症状としては、からだのだるさや食欲不振などがみられることがありますが、これらの症状は日常生活を送るうえで誰もが経験したことのある症状であり、病気に気づきにくい面があります。

しかし、肝炎になっても感染に気づかないまましていると(個人差はありますが)およそ20年～30年で肝硬変へと進行し、60歳を過ぎると肝臓がんになる確率が高くなります。病気が進行すると治療が難しくなるため、早期発見・早期治療が望まれるのはこのためです。

現在、C型肝炎の持続感染者は全国で190万～230万人存在すると推定されています。



## C型肝炎の治療

C型肝炎の治療の目標は C型肝炎ウイルスを排除 することです。

排除が困難な場合には、肝臓を守る治療（肝底護療法）を行います。

表1のとおり、C型肝炎は大きく2つの遺伝子型(セログループ)に分けられ、日本では、ウイルス遺伝子型(ジェノタイプ1型)の患者さんが70%を占めています。

治療法の選択については、これらの遺伝子型やウイルスの量及び肝臓の線維化の程度、合併疾患等を総合的に判断して行います。

## (1) 抗ウイルス療法

### ① インターフェロン(注射)単独療法

- 肝炎ウイルスの排除が可能
- 発熱などの副作用がほぼ確実に生じる

### ② インターフェロン(注射)とリバビリン(内服薬)の併用療法

- ウイルスを攻撃する薬であるリバビリンを併用することで、高いウイルス排除の効果が期待できる
- インターフェロン単独の場合よりも、貧血や体のかゆみなど副作用が強い傾向にある

### ③ テラプレビル(内服薬)を含む3剤併用療法

- ②のインターフェロンとリバビリンにテラプレビルを併用することで、さらに高い治療効果が期待できる
- 皮膚や腎臓等に重篤な副作用が生じるおそれがあり、実施に際しては、医療機関や医療体制が限られる<平成23年12月26日：保険適用>
- セログループ I 型の患者さんにのみ適応

### ④ シメプレビル(内服薬)を含む3剤併用療法

- ②のインターフェロンとリバビリンにシメプレビルを併用することで、さらに高い治療効果が期待できる
- ③のテラプレビルと比較して、副作用は少ないとされている<平成25年12月4日：保険適用>
- セログループ I 型の患者さんにのみ適応



## (2) 肝庇護療法

抗ウイルス療法が適応しない場合や効果が得られない場合に、肝細胞が壊れる速度を抑えることで、慢性肝炎から肝硬変への進展を抑えるための治療法。

主な薬剤に、グリチルリチン製剤(注射薬・内服薬)、ウルソデオキシコール酸(内服薬)等がある。

## (3) 瀉血療法

C型肝炎になると、肝臓に鉄分がたまりやすくなり、鉄がたまることで炎症が悪化するため、血を採って捨てることを繰り返して体内の鉄を減らす治療法。

表1 C型肝炎タイプ分類

セログループ Serological Group	ジェノタイプ Genotype	日本人での割合
I	1a (I)	非常にまれ
	1b (II)	70%
II	2a (III)	20%
	2b (IV)	10%

C型ウイルス性肝炎の治療は、C型肝炎ウイルスを肝臓から排除(根治)することが目標です。治療によっては、身体的、精神的な副作用が生じることもあるため、主治医とよく相談し治療法を選択してください。

### ③ その他のウイルス性肝炎について

#### ～主に飲食物から感染するもの～

##### ○ A型ウイルス性肝炎

特 徴：ウイルスに汚染された、水や野菜、果物などを摂取することにより感染し、海外渡航者に多くみられる症例。

A

国内では、カキや二枚貝が原因と推定される感染例がある。  
症状としては、黄疸、発熱、下痢、腹痛、吐き気等がみられる。  
多くは一過性の急性肝炎の症状で終わり、治った後は免疫ができ再び感染することはない。

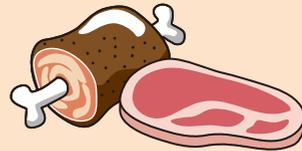
##### ○ E型ウイルス性肝炎

特 徴：動物(猪、鹿、豚等)の生肉の接触が原因とみられる感染例が数件報告されている。

E

症状としてはA型肝炎と類似するが、一部重症化する例もある。

#### ～主に血液を介して感染するもの～



##### ○ D型ウイルス性肝炎

特 徴：南ヨーロッパを中心に欧米諸国でよくみられるが、日本における感染例は少なく、D型単体のウイルスだけでは感染・増殖できない。  
通常は、B型肝炎ウイルスと共存するかたちで感染・発症する。

D

### (3) 肝硬変・肝がんについて

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状があります。

#### ①肝硬変とは

慢性肝炎の状態が続き、肝臓が線維化して硬くなることで、正常な機能が果たせなくなった状態が肝硬変です。

また、肝硬変は代償性と非代償性とに分けられ、壊された細胞があまり多くなく、残された細胞で機能を果たすことができるものを、“代償性肝硬変”と呼び、壊された細胞が多く、残された細胞では体が必要とする仕事を十分に果たせなくなったものを、“非代償性肝硬変”と呼びます。

肝硬変の主な原因は、C型肝炎ウイルスが約70%、B型肝炎ウイルスが約20%とウイルス性肝炎だけで全体の90%を占めています。

#### 肝硬変の治療

肝硬変になった肝臓を正常な状態に戻すことは、困難です。

そこで、残された肝臓の機能を保ち、非代償期や肝がんへの移行を抑止することが肝硬変の治療では大切になってきます。主に肝庇護療法や栄養療法を行います。

なお、平成23年7月、12月とC型代償性肝硬変に対してもペグインターフェロン・リバビリン併用療法が保険適用となりました。

#### ②肝がんとは

肝臓の悪性腫瘍には、肝臓から直接がんが発生した「原発性肝がん（肝細胞がんと胆管細胞がん）」と、他の臓器のがんが肝臓に転移した「転移性肝腫瘍」とに分けられます。

慢性の炎症が長期間にわたって続き、肝臓の線維化が進んだ方では、血液検査上異常がなくても肝がんが発生することがあります。

よって、定期的な血液検査や画像診断検査が必要となってきます。

肝細胞がんの約70%はC型肝炎ウイルスの感染が原因となっています。

#### 肝がんの治療

①内科的治療：エタノール注入療法、ラジオ波焼灼療法、肝動脈化学塞栓術、分子標的薬等

②外科的治療：肝切除、肝移植等

治療の選択には、肝予備能(肝臓の機能がどの程度保たれているか)、肝細胞がんの腫瘍の大きさ、個数、形態、存在部位等を総合的に評価したうえで最適の治療法が選択されます。

## 2 検査と診断の流れ

ご自身が肝炎ウイルスに感染しているかどうかを確認するための肝炎ウイルス検査と実際の肝臓の状態を知るための検査についてご紹介します。

### (1) 肝炎ウイルス検査の受診について

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、血液検査（少量の採血）で判明し、検査結果についても、概ね数日でわかります。



まだ検査を受けたことがない方や、過去に輸血をしたことがある方は一度検査を受けてみましょう。

山口県では、ア：県と委託契約を締結した医療機関やイ：健康福祉センターにおいてB型及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。

#### ア：医療機関における無料の肝炎ウイルス検査

対象者：過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

実施場所：県内の届出医療機関（下関市は別途実施しています。）

※検査が受けられる医療機関については、山口県ホームページ及びもよりの健康福祉センターでご確認ください。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/kanenkensa.html>)

#### イ：健康福祉センターにおける無料の肝炎ウイルス検査

対象者：過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

実施場所：健康福祉センター（保健所）

※検査は予約制ですので、事前に健康福祉センターにお問い合わせください。

詳しくは下記、山口県ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/kanentaisaku.html>)

なお、県内の市町においても、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査を実施しています。

詳しくは、お住まいの市町担当窓口へお問い合わせください。

※検査で精密検査が必要となった場合には、精密検査実施医療機関（P19肝疾患専門医療機関）を受診し、さらに詳しい検査（有料）を行います。

## ① B型肝炎ウイルス検査について

B型肝炎ウイルス（HBV）の血中ウイルス量を調べることで、抗ウイルス療法の効果を予測し、より適切な治療法を選択する基準となります。

抗 原		抗 体	
HBs抗原	陽性の場合には、現在HBVに感染しています。	HBs抗体	陽性の場合には、過去にHBVに感染したが治癒しており、HBVに対する免疫ができています。
HBe抗原	陽性の場合には、HBVが活発に増殖している状態で、感染力が強いです。	HBe抗体	陽性の場合には、HBVの増殖が落ち着いている状態で、感染力が弱いです。
HBV遺伝子 (HBV-DNA)	血液中のHBVの量を示し、ウイルス増殖の指標となります。抗ウイルス療法の必要性の有無や治療判定効果の際にも重要です。		
HBV ジェノタイプ	HBVの遺伝子型で、日本ではジェノタイプCとBがほとんどです。B型肝炎の自然経過や治療効果と関係があります。なお、最近ではジェノタイプAによる急性肝炎が増加しています。		

## ② C型肝炎ウイルス検査について

C型肝炎ウイルス（HCV）の遺伝子型や血中ウイルスの量を調べることで、抗ウイルス療法の効果を予測し、より適切な治療法を選択する基準となります。

HCV抗体	陽性の場合には、HCVに感染している可能性があります。		
HCV遺伝子 (HCV-RNA)	HCVがもつ遺伝子(RNA)を調べることで体の中にウイルスがどうか、いる場合にはどれくらいのウイルスの量かがわかります。		
HCV遺伝子型	HCVの遺伝子には、いくつかの遺伝子型（ジェノタイプ）があり、日本では1型（1b型）と2型（2a型、2b型）がほとんどです。治療法の選択や治療効果の予測に有用です。		

## (2) 肝臓の状態を知るための検査について

肝臓の状態を知る検査として、①血液生化学検査(「AST (GOT)」、  
「ALT (GPT)」、「 $\gamma$  (ガンマ)-GTP」、「血小板数」などを測る)や②画像診断検査(超  
音波検査、CT 検査、MRI検査)や③肝生検等があり、医療機関で受診できます。

検査によっては、検査薬剤の使用により副作用を生じるものもあるため、主  
治医とよく相談して実施することとなっています。

### ① 血液生化学検査

#### AST (GOT) 、ALT (GPT)

人体の重要な構成要素であるアミノ酸をつくる働きをしています。

肝臓の細胞に多く含まれている酵素で、血液中にも常に一定量が出ていますが、肝  
炎などの炎症が起こり、いつもよりたくさんの肝臓の細胞が壊れると、通常よりた  
くさんの量のAST、ALTが血液中に漏れ出して、血液検査で高値を示します。

#### $\gamma$ (ガンマ) -GTP ( $\gamma$ -GT)

AST、ALTと同様にタンパク質を分解する酵素の一つです。

アルコールを習慣的に飲んでいる方は高い値を示すことでよ  
く知られている酵素で、胆汁の流れに障害があるときに上がる  
こともあります。



#### 血小板数

血液の凝固に関する成分です。

肝臓の線維化が進むにつれて、血小板数は減少していき、肝生検をしなくても血  
小板数で線維化の状態がある程度わかります。また、インターフェロン治療の副作  
用として一時的に減少する場合があります。

AST、ALTの値により肝臓の炎症の程度がわかりますが、血小板数では、「どの  
程度病気が進んでいるのか」、「どのくらい肝硬変に近いのか」ということがある程  
度推察できます。

## ② 画像診断検査

### 超音波(腹部エコー)検査

超音波により、肝臓の中まで観察することができます。慢性肝炎か否かの判断あるいは慢性肝炎と脂肪肝を区別するのに有用な検査です。また、肝がんの診断にも有用です。

#### 【検査方法】

腹部にゼリーを塗り、皮膚にプローブと呼ばれる接触子押し当て、画像をモニターテレビで観察します。

### CT (コンピュータ断層撮影) 検査

X線とコンピュータを組み合わせた装置で、身体を輪切りにした詳しい画像が得られ、肝がんの診断にも有用です。

#### 【検査方法】

検査台に仰向けに寝た状態で、筒の中をスライドして撮影を行います。



### MRI (磁気共鳴画像) 検査

強力な磁場と電波を利用して体の内部を縦、横、斜め、あらゆる方向から撮影することができます。

#### 【検査方法】

CT検査と同様に仰向けに寝た状態で、強力な磁気でできた筒の中をスライドして撮影を行います。

## ③ 肝生検

### 肝生検

血液検査や超音波検査、CT検査とは違い、肝組織を直接目で観察できるので、最も確実な検査方法の一つとされています。そのため、慢性肝炎や肝硬変の確定診断に広く用いられています。

#### 【検査方法】

肝臓に針を刺して組織や細胞を採取し、顕微鏡で細かく観察する検査です。他の検査と異なり身体への負担もあることから、すべての患者さんに実施できるわけではありません。

## 3 日常生活で心がけること

### (1) 自己管理について

#### ◦ 飲酒について

禁酒が原則です。

肝炎ウイルスキャリアの方のうち、飲酒の習慣がある人とない人を比べた場合に、飲酒の習慣がある人の方が、肝炎の進行が早まり、肝がんが発生する可能性も高いことがわかっています。



#### ◦ 食事について

朝・昼・夕と規則正しく、バランスのとれた食事を摂ることが大切です。

ただし、C型肝炎などでは、肝臓に鉄分がたまることで炎症が悪化するため、肝臓に鉄が多くとまっている方は、鉄分を多く含む食品(レバー、貝類など)を控えることが大切です。

#### ◦ 運動について

慢性肝炎、肝硬変の初期では筋肉量を維持することが大切なため、運動制限はありません。適度な運動は生活習慣病や脂肪肝になるのを防ぐため、軽いジョギングやウォーキングなどの有酸素運動が適しています。

### (2) 他人への感染予防について

主として、感染している人の血液が他の人の血液の中に入ることによって感染します。肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方は、病院等で受ける説明をよく遵守し、感染予防に努めることが大切です。

なお、B型肝炎については現在、母子間感染防止事業として妊婦のHBs抗原検査を行い、陽性者の乳児にB型肝炎ワクチンなどの投与を行うことで、適切な感染防止対策がとられています。

## 4 差別・偏見について

肝炎ウイルスは、普段、日常生活を送るうえでの接触、例えば、握手、食器の共用、入浴等で感染することはありません。

また、肝炎患者の方の中には、インターフェロン治療等に伴う副作用(頭痛、発熱、倦怠感、抑うつ等)や通院等で、生活に負担が多い方もおられます。

肝炎患者等を含めた県民が、肝疾患に関する正しい知識を身につけ、差別や偏見のない思いやりのある社会を目指すことが大切です。

## 5 山口県の肝炎医療費助成制度等

### ■概要

この事業は、B型・C型ウイルス性肝炎の患者さんにインターフェロン治療費、B型ウイルス性肝炎の患者さんに核酸アナログ製剤治療費を助成するものです。助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

### ■対象者

山口県在住で医療（健康）保険に加入する下記に該当する方のうち、認定基準を満たす方。

- B型・C型ウイルス性肝炎で、根治を目的とするインターフェロン治療を受けている方、または治療予定の方。（肝がんの合併のないもの）
  - B型ウイルス性肝炎で核酸アナログ製剤治療を受けている方、または治療予定の方。
- ※インターフェロン治療のうち、少量長期投与については助成の対象となりません。

### ■助成内容

助成対象となる治療費（保険診療分）について、窓口での負担が本助成制度で定める自己負担限度月額を超えた場合に公費で助成を行います。この自己負担限度月額は、患者さんの世帯の所得状況により下記のとおりとなっています。

階層区分	世帯全員の市町村民税（所得割）の合計額	自己負担限度額（月ごと）
甲	235,000円以上	2万円
乙	235,000円未満	1万円

※山口県では受給者の概ね9割の方が月額自己負担額1万円となっております。

### ■助成期間

助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

- ※C型肝炎のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、6ヶ月間の延長や、2回目の制度利用が認められます。
- ※B型肝炎のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、2回目の制度利用が認められます。
- ※B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療については、更新が可能です。

### ■受給者証の交付申請

本助成制度による助成を受けるには、[あらかじめ受給者証の交付申請\(申請書類等は次頁参照\)を行い、県の認定協議会の審査で認定されることが必要です](#)。治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は、主治医とよく相談の上、必要書類を揃えて、申請窓口である、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。

## 【交付申請に必要な書類】

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書(治療ごとに所定の様式)
  - ② 医師の診断書(治療ごとに所定の様式)
  - ③ 患者さんのお名前が記載された医療(健康)保険証のコピー
  - ④ 患者さんと同一の世帯に属する方全員が記載された住民票等の写し
  - ⑤ 患者さんと同一の世帯に属する方全員の市町村民税課税証明書の写し
- ①～⑤の書類を揃えて、もよりの健康福祉センターに提出してください。

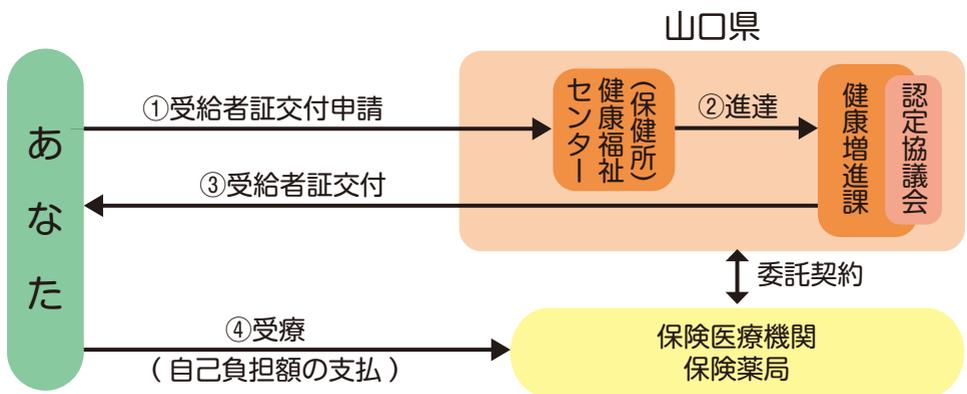
※また、同一の世帯に属する方について、特定の条件を満たす場合には、市町村民税の合算対象から除外することが可能です。この場合には、別途申請書・添付書類が必要となりますので、健康福祉センターにお問い合わせください。

上記のうち①申請書、②診断書の様式は健康福祉センター窓口にあります。  
また、山口県ホームページ (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/index/>)  
からも様式を入手できます。

## ■お問い合わせ先

助成制度に関するお問い合わせやご相談については、もよりの健康福祉センターで承っています。(P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください)

## ■受給者証交付手続きの流れ



## 肝炎治療費助成 Q & A

### Q. 受給者証の申請から交付までどのくらい時間がかかりますか？

**A.** 本助成制度による助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付申請を申請窓口であるもよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に申請し、県の認定協議会の審査で認定されることが必要です。

申請から認定協議会で認定され、お手元に受給者証が届くまでには概ね、1～2ヶ月の期間を要します。有効期間の始まりは、申請月の初日又は治療予定月の初日からとなっています。

治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は主治医とよく相談の上、申請してください。



### Q. 医療費助成制度は何度も受けることができますか？

**A.** B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療については、原則、お一人につき1回、1年以内で治療予定期間に即した期間の助成となります。ただし、一定の基準を満たす場合には6ヶ月の延長や2回目の助成を受けることができます。

また、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と認めた場合には、受給者証の更新が行えます。

### Q. 医療機関や薬局を変更したいのですが？

**A.** 医療機関や薬局は受給者証に記載のあるものしか対象となりません。

よって、医療機関や薬局の変更や追加がある場合は、変更届をもよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に提出してください。

その他、住所の変更や自己負担額の階層区分の変更についても、同様に変更届を提出する必要があります。

## Q. 受給者証の申請は郵送でも可能ですか？

- A. 受給者証の交付申請は、原則、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）窓口で申請してください。  
ただし、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療の更新については、郵送によることも可能です。  
その際は必要書類を揃えて、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。

## Q. インターフェロン治療等による副作用に対する治療は助成の対象となりますか？

- A. インターフェロン治療等による副作用が発生した際には、当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療について、受給者証の認定期間中に限り、助成の対象となります。  
よって、インターフェロン治療等を中断して行う副作用に対する治療は助成の対象となりません。

## ～肝炎治療受給者証の交付を受けられた方へ～

受診に際しては、受給者証に記載されている医療機関・薬局において、**必ず受給者証を提示し**、「自己負担限度月額管理票」へ支払った対象医療費の額を記載してもらってください。

また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と認める場合、肝炎治療受給者証の更新申請をすることができます。

更新は、現受給者証の有効期間満了日までに申請をする必要があり、有効期間満了後に申請された場合は、治療費助成の対象外となる期間が発生しますので、ご注意ください。

## その他の助成制度等

### ～特定疾患治療研究事業について～

国が指定した疾患について、医療及び介護費用の自己負担の全部または一部を公費負担しています。(ただし、症状の程度により該当しない場合もあります)ここでは、肝臓の障害に関する特定疾患のみをご紹介します。

**対象者：**次の疾患ごとに、国が定めた認定基準に該当する方。  
サルコイドーシス、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、アミロイドーシス、原発性胆汁性肝硬変(症候性)、重症急性膵炎、バッドキアリ症候群、ライソゾーム病、ミトコンドリア病等。

**窓 口：**もよりの健康福祉センター(下関在住の方は下関市立下関保健所) 問い合わせ先は、P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください。

### ～肝臓機能障害に係る身体障害者手帳の交付について～

平成22年4月より身体障害者手帳の交付対象に、肝臓機能障害が加わりました。身体障害者手帳は、身体障害者認定基準に該当する方に対し交付されるものであり、手帳の交付により各種サービスや運賃割引、税金の減免などを受けることができます。

**対象者** 身体障害者認定基準に該当する方。  
(対象となるかは、専門医療機関の専門医とご相談ください。)

**窓 口** お住まいの市町障害福祉担当課  
問い合わせ先は、P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください。

## 6 山口県肝疾患診療ネットワーク

肝疾患の診療・治療においては、地域のかかりつけ医と肝疾患に関する専門医療機関との連携が極めて重要とされています。

山口県では、肝疾患診療体制の確保とより質の高い肝疾患医療を受けることができるよう肝疾患診療連携拠点病院を核とする肝疾患診療ネットワークづくりに取り組んでいます。

### (1) 山口県肝疾患診療連携拠点病院

平成21年2月1日付で [国立大学法人山口大学医学部附属病院](#) を肝疾患診療連携拠点病院として指定

#### 《役割》

- 1 肝疾患診療に係る一般的な医療情報の提供
- 2 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- 3 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、講演会の開催及び肝疾患に関する相談支援（※）
- 4 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定

※同病院においては、肝疾患診療連携拠点病院事業の一環として「肝疾患相談支援室」（問い合わせ先は、P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください）を設置し、肝疾患に関する相談事業を実施

### (2) 山口県肝疾患専門医療機関

国のガイドラインを踏まえ、次頁のとおり「肝疾患専門医療機関」を指定しています。（年度ごと）

#### 《役割》

- 1 専門的な知識をもつ医師による診断と治療方法の決定
- 2 インターフェロンなどの抗ウイルス療法の実施
- 3 肝がんの高危険群の同定と早期診断の実施
- 4 精密検査を要する受診者への指導の実施



## 山口県肝疾患専門医療機関一覧 (指定期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日)

2次医療圏	市町名	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号(代表)
下関	下関市	山口県済生会下関総合病院	759-6603	下関市安岡町8丁目5番1号	083-262-2300
	下関市	独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター	750-0061	下関市上新地町3丁目3番8号	083-231-5811
	下関市	独立行政法人国立病院機構関門医療センター	752-8510	下関市長府外浦町1番1号	083-241-1199
	下関市	下関市立豊田中央病院	750-0424	下関市豊田町大字矢田365番地1	083-766-1012
岩国	岩国市	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	740-8510	岩国市愛宕町1丁目1番1号	0827-34-1000
	岩国市	医療法人錦病院	741-0061	岩国市錦見7丁目15番7号	0827-41-0177
柳井	柳井市	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	742-0032	柳井市古開作1000番地1	0820-22-3456
	平生町	医療法人光輝会平生クリニックセンター	742-1101	熊毛郡平生町大字平生町字角浜569番地12	0820-56-2000
	周防大島町	周防大島町立大島病院	742-2106	大島郡周防大島町大字小松1415番地1	0820-74-2580
周南	光市	光市立光総合病院	743-0022	光市虹ヶ浜2丁目10番1号	0833-72-1000
	周南市	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	745-8522	周南市孝田町1番1号	0834-28-4411
	周南市	地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院	745-8510	周南市東山町6番28号	0834-31-2350
	下松市	社会医療法人同仁会周南記念病院	744-0033	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330
山口・防府	防府市	山口県立総合医療センター	747-8511	防府市大字大崎77番地	0835-22-4411
	山口市	医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	754-1277	山口市阿知須4241番地4	0836-65-5555
	山口市	山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	754-0002	山口市小郡下郷862番地3	083-972-0333
	山口市	山口県済生会山口総合病院	753-0078	山口市緑町2番11号	083-901-6111
	山口市	総合病院山口赤十字病院	753-8519	山口市八幡馬場53番地1	083-923-0111
	山口市	医療法人清仁会林病院	754-0002	山口市小郡下郷751番地4	083-972-0411
	山口市	医療法人協愛会阿知須共立病院	754-1277	山口市阿知須4171番1	0836-65-2200
宇部・小野田	宇部市	宇部興産株式会社中央病院	755-0151	宇部市大字西岐波750番地	0836-51-9968
	宇部市	医療法人聖比留会セントヒル病院	755-0155	宇部市今村北3丁目7番18号	0836-51-5111
	美祢市	美祢市立美東病院	754-0211	美祢市美東町大田3800番地	08396-2-0515
	山陽小野田市	山陽小野田市民病院	756-0094	山陽小野田市大字東高泊1863番地1	0836-83-2355
	山陽小野田市	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	756-0095	山陽小野田市大字小野田1315番地の4	0836-83-2881
長門	長門市	山口県厚生農業協同組合連合会长門総合病院	759-4194	長門市東深川85番地	0837-22-2220
	長門市	医療法人人生山会斎木病院	759-4101	長門市東深川134番地	0837-26-1211
	長門市	医療法人社団成蹊会岡田病院	759-4101	長門市東深川888番地	0837-23-0033
萩	萩市	医療法人医誠会都志見病院	758-0041	萩市大字江向413番地1	0838-22-2811
	萩市	萩市民病院	758-0061	萩市大字椿3460番地3	0838-25-1200

※最新の情報は、山口県ホームページをご覧ください。

### (3) 山口県における肝炎診療体制イメージ図

#### 山口県肝疾患専門医療機関

平成26年4月1日指定 30医療機関

##### ○主な役割

- ・ 専門的な知識をもつ医師による診断と治療方針の決定
- ・ インターフェロンなどの抗ウイルス療法
- ・ 肝がんの高危険群の同定と早期診断
- ・ 精密検査を要する受診者への指導の実施

#### 山口県肝疾患診療連携拠点病院

指定機関：国立大学法人  
山口大学医学部附属病院

##### ○主な役割

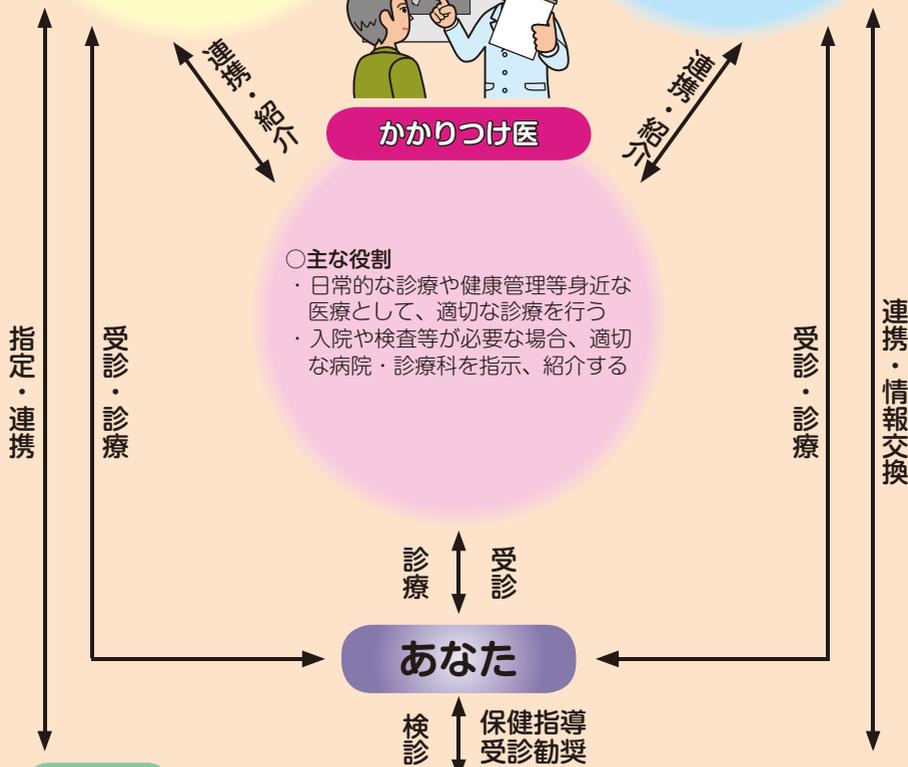
- ・ 肝疾患に関する医療情報の提供
- ・ 県内の専門医療機関に関する情報の収集や提供
- ・ 医療従事者や地域住民を対象とした研修や講習会の開催、相談支援
- ・ 専門医療機関等との協議の場の設定



#### かかりつけ医

##### ○主な役割

- ・ 日常的な診療や健康管理等身近な医療として、適切な診療を行う
- ・ 入院や検査等が必要な場合、適切な病院・診療科を指示、紹介する



#### 山口県

##### ○主な役割

- ・ 本県における肝炎診療の充実や、肝炎の早期発見・早期治療の促進のための総合的な肝炎対策の推進（山口県肝炎対策協議会）
- ・ 山口県肝疾患専門医療機関の指定

# 7 相談窓口等

## (1) 相談窓口

### ① 肝疾患に関すること

名 称	住 所	連絡先	相談時間等
肝疾患センター 肝疾患相談支援室 (山口大学医学部附属病院内)	山口県宇部市 南小串1-1-1	0836-85-3976	<input type="checkbox"/> 一般相談<担当者：看護師・MSW> 月曜日～金曜日（土日・祝日を除く） 9時～15時 <input type="checkbox"/> 専門相談<担当者：医師> 月曜日：水曜日・金曜日 13時～17時 ※専門相談は一般相談の後、必要に応じて実施。相談は無料。
公益財団法人 ウイルス肝炎研究財団	東京都文京区 本郷3-2-15 新興ビル7階	03-5689-8202 e-mail: vhfj@jeans.ocn.ne.jp	対応時間：10時～16時

### ② 肝炎ウイルス検査・医療費助成制度に関すること

### ③ 特定疾患治療研究事業に関すること

名 称	住 所	電話番号	管轄市町
下関市立下関保健所	下関市南部町1-1	②083-231-1530 ③083-231-1446	下関市
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	岩国市三笠町1-1-1	②0827-29-1523 ③0827-29-1521	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	柳井市古開作中東条658-1	②③ 0820-22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・ 田布施町・平生町
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	周南市毛利町2-38	②0834-33-6425 ③0834-33-6423	下松市・光市・周南市
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	山口市吉敷下東3-1-1	②083-934-2531 ③083-934-2533	山口市
防府支所	防府市駅南町13-40	②③ 0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	宇部市常盤町2-3-28	②③ 0836-31-3200	宇部市・美祢市・山陽小野田市
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	長門市東深川1344-1	②③ 0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	萩市江向河添沖田531-1	②③ 0838-25-2667	萩市・阿武町
県健康増進課 健康づくり班	山口市滝町1-1	②083-933-2950 ③083-933-2958	

#### ④ 身体障害者手帳の申請に関すること

県・市町名	課名	電話番号	住所
下 関 市	障害者支援課	083-231-1917	下関市南部町1番1号
宇 部 市	障害福祉課	0836-34-8314	宇部市常盤町一丁目7番1号
山 口 市	高齢・障害福祉課	083-934-2794	山口市龜山町2-1
萩 市	高齢・障がい支援課	0838-25-3523	萩市大字江向510番地
防 府 市	障害福祉課	0835-25-2387	防府市寿町7番1号
下 松 市	福祉支援課	0833-45-1835	下松市大手町3丁目3番3号
岩 国 市	高齢障害課	0827-29-2522	岩国市今津町一丁目14-51
光 市	福祉総務課	0833-74-3001	光市光井2丁目2番1号
長 門 市	福祉課	0837-23-1243	長門市東深川11339番地2
柳 井 市	社会福祉課	0820-22-2111	柳井市南町1丁目10番2号
美 祢 市	地域福祉課	0837-52-5227	美祢市大嶺町東分3 2 6 - 1
周 南 市	障害者支援課	0834-22-8387	周南市岐山通1-1
山陽小野田市	高齢障害課	0836-82-1170	山陽小野田市日の出一丁目1番1号
周 防 大 島 町	福祉課	0820-77-5505	大島郡周防大島町大字西安下庄3920-21
和 木 町	保健福祉課	0827-52-2195	玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
上 関 町	民生課	0820-62-0184	熊毛郡上関町大字長島503
田 布 施 町	町民福祉課	0820-52-5810	熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
平 生 町	健康福祉課	0820-56-7115	熊毛郡平生町大字平生町210-1
阿 武 町	民生課	08388-2-3115	阿武郡阿武町大字奈古2636番地
山 口 県	障害者支援課	083-933-2765	山口市滝町1-1

#### ⑤ B型肝炎訴訟に関すること

名 称	対応時間	連絡先
厚生労働省・電話相談窓口	年末年始を除く 平日午前9時～午後5時	03-3595-2252

#### ⑥ 特定フィブリノゲン製剤等C型肝炎感染被害者を救済するための給付金相談窓口、 薬害C型肝炎訴訟に関すること

名 称	対応時間	連絡先
厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する 相談窓口	土・日・祝日：年末年始を除く 平日午前9時30分～午後6時	0120-509-002
(独) 医薬品医療機器総合機構	土・日・祝日：年末年始を除く 平日午前9時～午後5時	0120-780-400

## (2) 県内の肝炎患者会

団体名	山口肝友会	やまぐち肝炎友の会	B型・C型肝炎友の会・山口の会
事務局	下 関 市	光 市	防 府 市
連絡先	083-223-4682	0833-77-0989	0835-24-2680
加盟全国組織	日本肝臓病患者団体協議会	日本肝臓病患者団体協議会	すべての肝炎患者の救済を求める全国センター

## (3) 各種ホームページリンク

厚生労働省	肝炎総合対策の推進 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html</a> )
山口県	医療費助成制度、肝炎ウイルス検査他 ( <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/</a> ) ※“健康増進課”のページをご覧ください。
山口県肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患センター	肝炎に係る相談、肝臓病教室他 ( <a href="http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kanzou/index.html">http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kanzou/index.html</a> )

## 8 用語集

- インターフェロン(注射薬)**  
抗ウイルス効果を有する生理活性物質であり、体内で生成されるもの
- ペグインターフェロン(注射薬)**  
従来のインターフェロンにポリエチレングリコール(PEG)という物質を結合させることによりインターフェロンを血中に長く留まらせ、これまで週3～7回の投与が必要であったインターフェロンを週1回の投与で済むよう改良されたもの
- リバビリン(内服薬)**  
インターフェロンと併用することによりインターフェロンのウイルス排除効果を増強させる薬剤
- テラプレビル(内服薬)**  
ウイルスの増殖(複製)を抑制する薬剤
- シメプレビル(内服薬)**  
ウイルスの増殖(複製)を抑制する薬剤
- 核酸アナログ製剤(内服薬)**  
ウイルス増殖のための過程等を阻止することによって、ウイルスの増殖を抑制する薬剤
- 山口県肝炎対策協議会**  
山口県における肝炎診療の充実や、肝炎の早期発見・早期治療の促進のための総合的な肝炎対策を推進するために設置された機関
- 山口県肝疾患診療連携拠点病院**  
肝疾患や県内の専門医療機関に関する情報の収集・提供、医療従事者や地域住民を対象とした研修や講習会の開催、相談支援等を実施する医療機関
- 肝疾患センター 肝疾患相談支援室**  
肝疾患に関する医療情報の提供、相談支援を行う(山口大学医学部附属病院内に設置)
- 山口県肝疾患専門医療機関**  
インターフェロンなどの抗ウイルス療法や、肝がんの高危険群の同定と早期診断等、肝疾患に関する専門的な知識をもつ医師による診断と治療方針の決定を行う医療機関
- 肝疾患センター**  
肝疾患診療連携拠点病院事業の一環として、肝疾患の診察・治療のために、医師・看護師・薬剤師、さらに山口県内の医療機関等が互いに連絡しあう組織として山口大学医学部附属病院内に立ち上げられた組織
- 肝炎パスポート**  
日々の検査を記録し、長期間にわたる経過が一目でわかるもの  
患者さんと専門医療機関やかかりつけ医をつなぐもので、診療の手助けとなり、治療に役立つ(山口大学医学部附属病院監修)
- 身体障害者手帳**  
平成22年4月より身体障害者手帳の交付対象に肝臓機能障害が追加  
身体障害者福祉法の別表に掲げる障害に該当すると認定された方に対し交付され、手帳の交付により各種福祉サービスや運賃割引、税金の減免などを受けることができる
- 肝臓週間**  
肝臓や肝疾患について正しい知識を身につけ、感染予防の重要性を知ってもらうための週間  
平成24年度より毎年7月28日を世界肝炎デーに合わせ日本肝炎デーとして国が制定したことから、この日を含む月曜日から日曜日までの1週間を「肝臓週間」と定めた



平成24年12月 初版第一刷発行

平成26年 3月 第二版第一刷発行

監 修 山口県肝疾患診療連携拠点病院  
(山口大学医学部附属病院 肝疾患センター)

発行元 山口県 健康福祉部 健康増進課  
〒753-8501  
山口県山口市滝町1番1号  
電話 083-933-2950

このハンドブックは、肝炎の病態、治療方法、肝炎に関する制度等の情報を広く掲載し、肝炎ウイルス検査で陽性となった方が適時適切な治療を受診することができるよう作成しました。

また、山口大学医学部附属病院監修の肝炎パスポート（治療内容や治療経過等の記録ができるもの）と併用することにより、かかりつけ医と専門医療機関との連携等に役立てることができます。